

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和 7 年 5 月 2 6 日午後 1 時 3 0 分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 1 4 名

2. 出 席 委 員 1 3 名にしてその氏名は次のとおり

1 番	高橋 善一	2 番	竹田 壮芳	3 番	安達 芳紀
4 番	佐藤 文好	5 番	松田 繁徳	7 番	錦 礼子
8 番	菊地 直子	9 番	山岸 誠	10 番	倉田 健三
11 番	村越 竜仁	12 番	朝倉 善則	13 番	黒澤 ちよ子
14 番	渡沢 寿				

3. 遅 刻 通 告 委 員 1 名にしてその氏名は次のとおり

6 番 浅野 厚司

4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事 務 局 長 山内 美穂
同 上 事務局長補佐 小川 正樹
同 上 農 地 係 長 嶋貫 信一郎

5. 付 議 事 件

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	報第 1 0 号 農地法第 1 8 条 6 項の規定による通知の報告について
日程第 5	議第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第 6	議第 2 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第 7	議第 2 3 号 非農地証明願に対する可否について

6. 会 議 の 要 領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後１時３０分）

令和７年５月１９日付け南農委告示第６号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は、１３名であります。なお、本日遅刻する旨の届出があった委員は、６番 浅野厚司委員の１名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第７条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第４０条の規定により議長が指名いたします。

８番 菊地直子委員、９番 山岸誠委員の２名を指名いたします。

会議録署名委員 ８番 菊地 直子 委員
 ９番 山岸 誠 委員

議長（高橋会長）

日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日１日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日１日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第３「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

次に、日程第４ 報第１０号「農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、報第１０号「農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第１８条第６項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が１件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、報第10号について、ご説明申し上げます。

議案書は1ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 2, 592㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

以上です。

議長（高橋会長）

ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第10号は了承いただいたものと認めます。

…6番 浅野厚司委員 入室…

議長（高橋会長）

次に、日程第5 議第21号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第21号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し、賃借権設定1件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第21号について、ご説明申し上げます。

議案書は2ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 297㎡について、新規の3年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、6番 浅野厚司委員より報告をお願いします。

6番

(浅野厚司委員)

昨日現地を確認してまいりました。

申請地は耕作され、周辺農地への影響はないことを確認してまいりました。

以上です。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

………全員挙手………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第6 議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第22号について、ご説明申し上げます。
議案書は3ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さんから ▲▲字▲▲の畑 156㎡を所有権移転し、作業小屋を設置するため、申請があったものです。
当該地は、第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、2番 竹田壮芳委員より報告をお願いします。

2番
(竹田壮芳委員)

5月19日に私と錦礼子委員、小川事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で5条1件の現地調査を行いました。
この案件について申請通りであったことをご報告いたします。
以上です。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

………全員挙手………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第7 議第23号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第23号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、小川事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐

ただいま提案されました、議第23号につきまして、ご説明します。
議案書4ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外17筆 登記地目が畑 合計6, 359㎡が、平成12年から耕作せず、山林化して、現在に至るものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、9番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

9番
(山岸誠委員)

昨日現地を確認してまいりました。
現地は申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明
することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しま
した。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたし
ました。
よって、令和7年5月19日付け南農委告示第6号をもって招集い
たしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後1時40分）